

恵庭市体育協会ジュニアスポーツ奨励賞表彰規程

(趣旨)

第1条 恵庭市体育協会（以下「本会」という。）定款第5条第6項の規定に基づき、市内小中学生のスポーツの奨励と競技力向上の為、各種競技大会において優秀な成績を収めた個人又は団体を表彰する。

(表彰の名称)

第2条 この表彰の名称は、恵庭市体育協会ジュニアスポーツ奨励賞（以下「この表彰」という。）とする。

(表彰の対象)

第3条 この表彰は、市内に住所を有する小中学生を対象とする。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者の推薦は、本会加盟団体等が次の推薦書を作成し、本会々長に提出するものとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 個人推薦書 | 様式第1号 |
| (2) 団体推薦書 | 様式第2号 |

(被表彰者の審査及び決定)

第5条 被表彰者は、本会常任理事会において審査し、決定する。

2 被表彰者の審査基準は次のとおりとする。

- | |
|---|
| (1) 個人：北海道体育協会、北海道スポーツ少年団、北海道中学校体育連盟、全道を統括する競技団体の主催又は共催する競技大会において、3位以内又は同等成績と認められるもの。但し、大会参加者数が5以下の場合は、1位のみとする。 |
| (2) 団体：同上大会で3位以内に入賞したもの。但し、大会参加団体数が5以下の場合は、1位のみとする。 |

3 被表彰者の審査にあたっては、予選会の有無及び大会参加者数を考慮するものとする。

(表彰)

第6条 この表彰は、本会常任理事会が決定した者について原則として毎年3月本会会长が行う。

2 表彰は、表彰状並びに記念品を贈呈して行う。

(再受賞の制限)

第7条 この表彰は、個人において別表によりそれぞれの対象期ごとの受賞を1度限りとする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月7日から施行する。

この規程は、平成27年7月23日から施行する。

別 表

対象期	学年
第1期	小学校3~6年
第2期	中学校1~3年